

広報たからづかプレゼント企画実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、広報たからづか（以下「広報誌」という。）の閲読率の向上及び市への愛着醸成と産業振興を図るため、広報誌に掲載するプレゼント企画について必要な事項を定めるものとする。

(概要)

第2条 プレゼント企画の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者は無償でプレゼントを提供する。
- (2) 市は提供されたプレゼント及び事業者の紹介を、市政又は広報に関するアンケートと併せて広報誌に掲載する。なお、記事の位置、大きさ及び表現は市が指定する。
- (3) 市は、アンケートの応募者から抽選で当選者を決定し、プレゼント引換券を当選者に送付する。
- (4) 当選者は、原則引換券を店舗または事業所（以下、「店舗等」という）に持参し、プレゼントを受け取る。

(プレゼント提供事業者の基準)

第3条 プレゼント企画に使用するプレゼントの提供事業者は、市内に店舗等がある事業者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 国税、県税、市税を滞納していないこと。
- (2) 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24条例第6号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないこと。

(プレゼントの基準)

第4条 プレゼントは提供事業者が製造、販売、提供する有体物またはサービスであって、その範囲は宝塚市広告掲載要綱第3条に準じる。

- 2 プレゼントは次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 当選者1人当たりのプレゼントの総額が、希望小売価格または最低単価500円（消費税及び地方消費税の額を除く。）以上に相当するものであること。
 - (2) プレゼントは、当選者が無償でプレゼント引換券と引き換えができること。ただし、商品券やギフト券等、有形・電子を問わず金銭と同等に扱われる物は不可とする。
 - (3) プレゼントの引き換えは、市内店舗等で行われるものであること。
- 3 プレゼントの引換期限は、掲載号の発行日から起算して2か月後の末日に設けるものとする。

(掲載事業者の決定)

- 第5条 プレゼント企画への参加を希望する事業者は、宝塚市広告掲載要綱及び本要領を遵守し、店舗等の情報とプレゼントの概要をwebフォームにて申し込むものとする。
- 2 市は、申し込みの中から、広報誌に掲載する事業者（以下「掲載事業者」とする。）を抽選で決定する。
 - 3 市は、掲載事業者に対し、原則として掲載号の発行日から起算して1か月前までに、別記様式に定める広報たからづかプレゼント企画掲載決定通知書を交付する。

(掲載の取消し)

- 第6条 市は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、掲載事業者の決定を取り消すものとする。
- (1) 申込内容に虚偽があったとき。
 - (2) 掲載事業者がプレゼントの提供を適切に行うことができないとき。
 - (3) 掲載事業者から辞退の申出があったとき。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、掲載が適切でないと判断するとき。

(広報誌の原稿作成)

- 第7条 掲載事業者は、原稿作成に必要なデータまたは撮影機会等を市が求める場合は、速やかに対応するものとする。
- 2 市は、掲載事業者に掲載案を送付し、校正の機会を設けるものとする。
 - 3 原稿の最終決定は、市が行うものとする。

(プレゼントの提供方法)

- 第8条 プレゼントは、原則として市が作成する引換券により、掲載事業者の店舗等において引き換えるものとする。ただし、プレゼントの提供がこれにより難しいときは、掲載事業者は事前に市と協議の上、市が適当と認める場所又は方法によりプレゼントの提供を行うものとする。
- 2 当選者への引換券の発送は、市が行うものとする。
 - 3 掲載事業者は、引換期限内に引換券を持参した当選者に対し、広報誌に掲載したプレゼントを提供するものとする。
 - 4 プレゼントの提供が直ちにできない場合は、掲載事業者の責任及び負担において郵送等の措置を講じるものとする。
 - 5 掲載事業者は、プレゼントの提供をする際に、当選者に対して広報誌に記載されたプレゼント以外の利益を提供してはならない。又、商品の購入、体験等の責務を課してはならない。

(実施報告)

第9条 掲載事業者は、プレゼント引換完了または引換期限の満了後、速やかに実施報告を web フォームにて市へ提出するものとする。

(情報提供及び二次利用)

第10条 掲載事業者は、掲載号のプレゼント企画に係る記事を印刷して広告等に印刷すること、及び店舗等のホームページや SNS 等に引用して投稿することができる。ただし、拡大・縮小及びトリミングを除き、誌面を改変することはできない。

(損害賠償)

第11条 市は、掲載事業者がプレゼントの提供を履行せず、市、当選者又は第三者に不利益が生じた場合は、掲載事業者に損害賠償を請求することができる。

(掲載事業者の責務)

第12条 プレゼントの内容に関し生じた責任は掲載事業者が負う。

(その他)

第13条 この要領に定めのない事項は、広報課において定めるものとする。

附則

この要領は、令和5年7月13日から施行する。